

「インターネット＋先進製造業」の深化と工業インターネットの発展に関する指導意見

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院は、2017年11月27日に「『インターネット＋先進製造業』の深化と工業インターネットの発展に関する指導意見」（中国語名「关于深化“互联网＋先进制造业”发展工业互联网的指导意見」、以下「指導意見」）を発表した。
- 中国では、2016年2月の工業インターネット産業連盟設立（2017年9月末のメンバー数：404社）、2017年9月の工業インターネットの安全モニタリング公共プラットフォームの運営開始等、近年工業インターネットの構築に向けた取り組みは進みつつある。しかし、工業インターネットの発展に焦点を当てた全体方針が欠ける状態では本格的な発展が難しい。そうした状況を解消すべく、1年余りの調査研究・論証を経て発表されたのが、この「指導意見」である。
- 「指導意見」では、3段階目標と7大主要任務が示された。3段階目標とは、①2025年までに国際競争力を備えたインフラ・産業体系を基本的に形成、②2035年までに世界をリードする工業インターネットのネットワークインフラとプラットフォームを構築、③今世紀半ばまでに工業インターネットの革新的発展能力・技術産業システムを世界最高レベルにすることを指す。7大主要任務とは、①ネットワークインフラの確実な整備（通信速度の更なる改善と使用料金の引き下げ等）、②プラットフォームの構築（工業インターネットのプラットフォーム構築に必要な技術・産業体系の形成促進等）、③産業支援力の強化（重要な汎用技術開発上の難関克服等）、④融合的応用の促進（大手企業による工業インターネットの応用・革新の促進等）、⑤生態系の形成促進（革新・応用に係る生態系や企業・地域間協同発展体系の構築等）、⑥セキュリティの強化（予防・保護能力の向上、データ保護体系の構築等）、⑦対外開放・協力の推進（企業の国際発展能力の向上、多角的な対話・協力の強化等）である。
- 「指導意見」では、上述の主要任務を遂行するための保障措置が示された。具体的には、法制度の整備・健全化、良好な市場環境の形成促進、財政・税制面での支援強化、金融サービスの革新、専門人材へのサポート強化、組織的実施に必要なメカニズムの健全化、等である。

【構成(概要)】

『インターネット＋先進製造業』の深化と工業インターネットの発展に関する指導意見」

(国務院)

成立日：2017年11月19日、発表日：2017年11月27日

1. 基本情勢：中国の工業インターネットは先進国とほぼ同時に始動し、そのフレームワーク・標準・テスト・安全・国際協力等の分野において一定の進展をみせた。しかし、コア技術・ハイエンド製品の対外依存度が高く、企業部門のデジタル化・ネットワーク化が遅れている等、数多くの問題を抱えており、先進国とのギャップが大きい。工業インターネットの構築・発展加速は、インターネット・ビッグデータ・人工知能と実体経済との融合深化、先進製造業の発展、伝統産業の高度化、「生活」から「生産」へのインターネット応用分野の拡大を促す上でも重要である。
2. 指導思想・基本原則・発展目標：「ネットワーク・プラットフォーム・安全」という三大機能体系の構築による工業インターネット産業の供給能力増強、各業種での応用促進、セキュリティの強化、標準体系の構築、リーディング企業の育成、人材育成の加速等を通じて世界をリードする工業インターネットを構築するとの指導思想の下、規則遵守と革新駆動、市場主導と政府誘導、開放的発展と安全性・信頼性の向上等を基本原則とし、2025年までに国際競争力を備えたインフラ・産業体系の基本的な形成（2018～2020年は短い遅延時間・高い信頼性・高いカバー率を備えたネットワークインフラの基本的な形成）、2035年までに世界をリードする工業インターネットのネットワークインフラとプラットフォームの構築、今世紀半ばまでに工業インターネットの革新的発展能力・技術産業システムの世界最高レベルへの到達等を目指す。
3. 主要任務：①ネットワークインフラの確実な整備（ネットワークの改造・高度化、通信速度の更なる改善、使用料金の引き下げ等）、②プラットフォームの構築（工業インターネットのプラットフォーム構築に必要な技術・産業体系の形成促進等）、③産業支援力の強化（重要な汎用技術開発上の難関克服等）、④融合的応用の促進（大手企業による工業インターネットの応用・革新の促進等）、⑤生態系の形成促進（革新・応用に係る生態系や企業・地域間協同発展体系の構築等）、⑥セキュリティの強化（予防・保護能力の向上、データ保護体系の構築等）、⑦対外開放・協力の推進（企業の国際発展能力の向上、多角的な対話・協力の強化等）。
4. 保障措置：法制度の整備・健全化、良好な市場環境の形成促進、財政・税制面での支援強化、金融サービスの革新、専門人材へのサポート強化、組織的实施に必要なメカニズムの健全化等。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-11/27/content_5242582.htm

から入手可能（2017年12月25日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。